

## バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

バリアフリー新法の施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は、一定の進展を見せている。

しかしながら、地域の急速な人口減少及び少子高齢化が進む中で、地域の一体的なバリアフリー化のニーズは、ますます高まっているにもかかわらず、全国的には、様々な事情から基本構想等の作成が進まない市町村もある。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方についても、一層の向上が求められている。

2020年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機とした共生社会の実現をレガシーとすべく、また、政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京都のみならず全国各地で一層のバリアフリー化を推進する必要がある。

そのためには、バリアフリー法を改正し、制度面から地域が抱える課題の解決を目指すことが不可欠である。

よって、政府においては、平成29年2月に関係閣僚会議において決定されたユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、バリアフリー施策の見直しを進め、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するとともに、次の事項について取り組むよう強く要望する。

- 1 地域の面的・一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
- 2 公共交通事業者がハード・ソフト両面の一体的な取り組みを計画的に進める枠組みについて検討すること。
- 3 バリアフリー施策を進める際は、高齢者及び障がい者等の意見を聞く仕組みを検討すること。
- 4 バリアフリーの推進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。
- 5 バリアフリー法の改正後に速やかな施行を行う観点から、改正内容については十分に周知を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年3月14日

内閣総理大臣 安倍晋三様  
国土交通大臣 石井啓一様

いわき市議会議長 菅波 健